

東海労働金庫会員限定 借換ローン商品

商品名	生活応援ローン
ご利用いただける方	東海ろうきんの会員として出資いただいている労働組合・職員組合などの組合員である方で下記条件をすべて満たす方 1)お申込み時年齢が満18歳以上、最終返済時年齢が満76歳未満の方 ※満18歳以上の未成年者は、親権者の同意が必要となります。 2)同一勤務先に1年以上勤務し、かつ現在のお住まいに1年以上居住されている方 3)安定・継続した年収(前年税込年収)が150万円以上ある方 4)日本労働者信用基金協会の保証が受けられる方
用途	貸金業者等からの借換資金(負債整理資金・遊興費を除く)
ご融資額	300万円以内
ご返済期間	10年以内
返済方法	毎月返済または毎月とボーナスの併用返済(元利均等返済) ただし、ボーナス返済部分の元金は、ご融資額の50%以内。
金利	変動金利5.975% ※金利は年利表示です。 ※金利は年2回見直しを行います。
担保・保証人	担保・保証人は原則不要、日本労働者信用基金協会による保証を受けていただきます。 保証料は東海ろうきん負担です。
生命保険	ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。 ※団体信用生命保険にご加入の場合は、適用金利より年0.18%高くなります。 ※団体信用生命保険のご加入にあたっては別途お申込み手続きが必要となります。

商品名	リセットK
ご利用いただける方	東海ろうきんの会員として出資いただいて、東海ろうきんと制度利用の覚書を締結した労働組合・職員組合などの組合員である方で、下記条件をすべて満たす方 1)お申込み時年齢が満18歳以上、最終返済時年齢が満76歳未満の方 ※満18歳以上の未成年者は、親権者の同意が必要となります。 2)同一勤務先に1年以上勤務し、かつ現在のお住まいに1年以上居住されている方 3)安定・継続した年収(前年税込年収)が150万円以上ある方 4)日本労働者信用基金協会の保証が受けられる方
用途	多重・多額の負債整理資金
ご融資額	500万円以内 なお、東海ろうきんの債務を整理する場合は合計700万円まで可。
ご返済期間	10年以内
返済方法	毎月返済または毎月とボーナスの併用返済(元利均等返済) ただし、ボーナス返済部分の元金は、ご融資額の50%以内。
金利	変動金利7.50% ※金利は年利表示です。 ※金利は年2回見直しを行います。
担保・保証人	担保・保証人は原則不要、日本労働者信用基金協会による保証を受けていただきます。 保証料は東海ろうきん負担です。

働く人たちの暮らしと財産を守る
生活応援運動

商品名	リメイク500
ご利用いただける方	東海ろうきんの会員として出資いただいている労働組合・職員組合などの組合員である方で下記条件をすべて満たす方 1)お申込み時年齢が満18歳以上、最終返済時年齢が満76歳未満の方 ※満18歳以上の未成年者は、親権者の同意が必要となります。 2)同一勤務先に3年以上勤務し、かつ現在のお住まいに1年以上居住されている方 3)安定・継続した年収(前年税込年収)が300万円以上ある方 4)日本労働者信用基金協会の保証が受けられる方
用途	消費者金融を含んだ延滞のない債務の借換資金
ご融資額	500万円以内
ご返済期間	10年以内
返済方法	毎月返済または毎月とボーナスの併用返済(元利均等返済) ただし、ボーナス返済部分の元金は、ご融資額の50%以内。
金利	変動金利6.50% ※金利は年利表示です。 ※金利は年2回見直しを行います。
担保・保証人	担保・保証人は原則不要、日本労働者信用基金協会による保証を受けていただきます。 保証料は東海ろうきん負担です。

- ◎融資金利・融資条件などについては、金利環境などにより変更する場合がございます。
- ◎お借入れ金利は、お申込み時ではなく実際にお借入れいただく日の金利が適用となり、場合によってはお申込み時の金利と異なる場合がございます。
- ◎審査の結果、保証機関の保証が受けられない場合などは、ご希望に添いかねる場合もありますので予めご了承ください。

“総量規制”とは？ 法律で個人に対する貸付の総額等を規制します

▼ 2010年6月18日からは ▼

規制の対象(原則)	借りる側から見る総量規制は
①消費者金融(サラ金)からの借入れ ②信販・クレジットカードのキャッシング ※労働金庫・銀行・信用金庫・信用組合などからの借入れは対象外	●借入れ希望者は年収の3分の1を超える新規借入れ不可 ●5万円・10万円の単位で貸付残高チェックを受け、 年収の3分の1を超えると収入証明書類の提出を求められる! ●個人借入れはすべて指定信用情報機関に登録 ※個人の貸付規制の関係のみの表示

例)
所得のない
専業主婦の借入れは?
原則、新規借入れは不可。

借入れするには、以下の書類が必要となります

- ①配偶者の収入証明書類
- ②婚姻関係を示す書類(住民票・戸籍謄本等)
- ③借入れに関する配偶者の同意書
- ④指定信用情報機関への個人信用情報提供等に関する配偶者の同意書

